

みやま市



新婚・子育て世帯家賃補助

新婚もしくは、子育て世帯が
みやま市内の賃貸住宅に住む場合に、
年額最大24万円を補助します！

【補助を受けるための要件】 以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 3年以上みやま市に定住する意思を持っていること。
- (2) 市内の民間賃貸住宅と契約を締結し、本市の住民基本台帳に同一世帯として記録されていること。
- (3) 生活保護法の住宅扶助などの公的家賃補助等をうけていないこと。
- (4) 家賃および市税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象世帯の構成員に、暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。

◆新婚世帯の要件◆

- (6) 申請を行う日において、婚姻の届出から1年以内の夫婦であること。

◆子育て世帯の要件◆

- (7) 申請を行う日において、高校生以下の子を含む、転入してから6か月以内の転入世帯であること。
- (8) 申請者が、対象の子と同一世帯に属する3親等内の親族であること。

【対象の住宅】

市内の「民間賃貸住宅」が対象です。

※以下の住宅は補助対象外です。

- (1) 市営住宅などの公的賃貸住宅(定住促進住宅を除く)
- (2) 親族(新婚＝夫婦の2親等内、子育て＝対象児童と3親等内)が所有する住宅
- (3) 短期賃貸住宅

【補助の内容】

◆補助額 月額家賃から住宅手当、駐車場利用料、共益費等を引いた実質負担額の1/2(上限2万円)を補助。最長で12か月分、最高24万円を補助します。

◆補助金の対象期間

対象の住宅に住民票を移した月または、申請する年度の4月、婚姻した月(新婚世帯のみ)のいずれか遅い方の月から12ヶ月間が補助金の算定対象期間となります。

例) 令和5年1月に婚姻した新婚世帯が、令和5年3月に対象の住宅に住民票を移し、令和5年6月に申請した場合⇒令和5年4月～令和6年3月が補助金の算定対象期間となります。

提出書類や補助金受け取りの流れは裏面へ↓

【申請手続き】

補助要件の期限内に、下記の書類を提出してください。

※複数回の支払いとなるため、手続きに必要な書類について、まとめて提出をお願いしております。

- (1) 申請書(2枚) ※1枚は、日付を記入しないでください。 ※住宅の契約者が申請者となります。
- (2) 誓約書(1枚)
- (3) 請求書(3枚) ※日付、補助対象月、請求金額は記入しないでください。
- (4) 住宅の賃貸借契約書の写し※家賃の額と、契約者の氏名・押印が記載されているページ
- (5) アンケート(インターネット回答)

↓新婚世帯家賃補助のみ↓

- (6) 新婚夫婦の「婚姻届受理証明書」または、「戸籍謄本」

※「婚姻届受理証明書」は婚姻届を提出した市町村、

「戸籍謄本」は戸籍の住所がある市町村の窓口で発行できます。



【アンケート回答のお願い】

補助制度の利用に関する簡単なアンケートにご協力ください。

右記のQRコードを、スマートフォン等で読み取って回答してください。

※アンケートにご回答いただいた方にみやま市のゆるキャラ「くすっぴー」

の缶バッジをプレゼントします。(回答後、企画振興課・窓口でお尋ねください。)



【支払いの流れ】

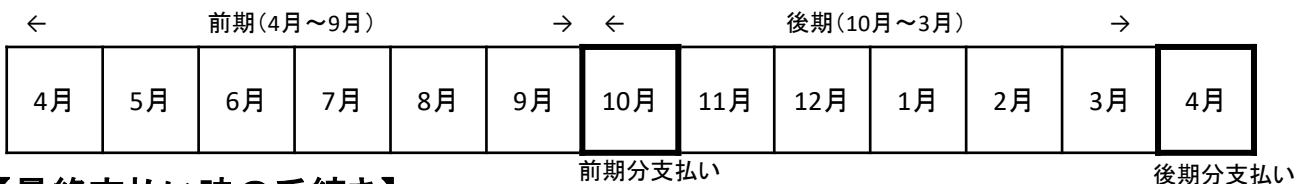
・対象の住宅に住民票を移した月または、申請する年度の4月、婚姻した月(新婚世帯のみ)のいずれか遅い方の月から12ヶ月間が補助金の算定対象期間となります。例)令和5年3月に対象の住宅に転入した子育て世帯が令和5年6月に申請した場合⇒令和5年4月～令和6年3月が補助金の算定対象期間となります。

・支払時期は、年度ごとに2回(10月、4月)です。

・最後の支払いは、補助金の算定対象期間終了月の翌月(書類提出後)となります。

例)令和5年6月～令和6年5月が補助金の算定対象期間の方には、以下のとおり3回に分けて支払います。

⇒①令和5年10月(6～9月分)、②令和6年4月(令和5年10月～令和6年3月分)、③令和6年6月(4・5月分)の3回支払



【最終支払い時の手続き】

補助金の最終支払い(補助金の算定対象期間終了後)時期に、下記書類を提出してください。

- (1) 住宅手当支給証明書
- (2) 家賃を支払ったことが証明できる書類(通帳の写し、管理会社が発行する領収書等)

《問い合わせ》

みやま市 企画振興課 地方創生係 TEL0944-64-1550 mail:sousei@city.miyama.lg.jp

(〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5)